

福島第二原子力発電所 4号機の安全確保に係る取組状況について

平成17年 8月12日

東京電力(株)福島第二原子力発電所4号機は、平成17年3月20日から平成17年8月中旬までの予定で原子炉を停止し、第13回定期検査(定期事業者検査)を実施している。この間、県は、事業者から、安全確保協定に基づく通報連絡等により、適宜、報告を受け、立地町とともに当該機の安全確保に関する取組状況を確認してきた。その結果は、以下のとおりである。

事業者においては、今停止期間中に、炉心シュラウドのひび除去部の目視点検、タービン系配管については、肉厚の計画的な点検に加え、知見拡充のための追加点検や他プラントの減肉事象を踏まえた類似箇所(point)の点検を実施したほか、今回明らかになった給水系サンプリングノズルの折損については、折損部を回収し、当該ノズルとともに折損可能性のある類似のノズルについても対策を講ずるなど、トラブル再発防止対策や、非常用炉心冷却システムストレーナ閉塞問題を踏まえ、原子炉格納容器内繊維質保温材を撤去する等の予防保全の取組みが進められている。

県は、さきに、一連の不正問題の総括として、福島第一及び福島第二原子力発電所に係る共通的な課題について整理・検討し、事業者に対し高経年化対策や、風通しが良く透明性の高い発電所運営について一層の取組みを求めたところである。

事業者においては、今後、起動試験を実施する際にも、各段階の確認作業等を慎重に進めていくとともに、県のこれまでの指摘を踏まえ、引き続き、一層の安全性と信頼性の向上の観点に立った点検、補修等、一体的な安全・安心対策を一つひとつ着実に、かつ継続的に実施し、信頼回復に向けた努力を積み重ね、その実績を結果として示していくことが求められる。

県としては、今後とも立地自治体としての立場で、立地地域はもとより、県民の安全・安心が一体的に確保されるよう、慎重かつ確実に対応していくこととする。